

2月定例会 一般質問質疑 大要

原田完議員（京都市中京区）

2018年2月13日

【原田】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問いたします。

山田知事は次期知事選挙には不出馬表明されましたが、自民党オール与党体制の府政に変わって40年京都府政はどうだったのか。その上で京都の経済、京都の中小企業、農業の行政はどんな変化をもたらしてきたのでしょうか。

アベノミクスの地元経済への影響

【原田】代表質問でも同僚の加味根議員からも何点か質問しましたが、自民党のアベノミクス経済対策は、私たち府民の生活実感、中小零細企業の景況感とはかけ離れたものと言わなければなりません。

異次元の金融緩和策は、円安と株高効果はあるが、実体経済刺激にはなっていません。異次元の金融緩和の結果、国債価格が日銀の買取価格しだいで決まる。また株式市場は日銀や年金積立金の買い入れという公的資金投入に支えられている、財政赤字を日銀が補填する国債の貨幣化が事実上進行する等々危険な状況が潜在化していると指摘されています。

日銀の異次元の金融緩和政策は、中止すれば国債暴落、政府の資金繰りの破綻と株式市場の暴落を招き、しかしこのまま続ければ財政赤字のいっそうの拡大、日銀信用の動揺、止めるに止められない、進むに進めないそんなジレンマに陥っているのが日本経済の実態ではないでしょうか。

物づくりにおいても、日本のトップメーカーの不正問題が発生しています。大企業の企業劣化の根源の一つには企業利益最優先、株主優先があるのではないのでしょうか。物づくり産業は国内生産から海外生産に移行し、国の海外事業活動基本調査によると12年の海外生産比は31.2%が15年では38.9%と急速に拡大。自動車など48.8%と現地生産が高まり国内空洞化促進。1997年度は日本から輸出の基幹部品49.4%から2015年には21.7%に減少し、製造工程の縮小、売上が減少するなど地元経済への影響を及ぼしています。大企業などが海外生産にシフトすると、地元経済貢献は後退せざるを得ないのが現実です。

このように、国の経済・財政政策、企業活動は京都経済に否定的影響を与えているが、知事はどのように考えているのでしょうか。99%を占める中小企業の景況感をまだら模様での経済状況と言うような曖昧な評価でなく、京都府経済状況をどのように知事の実感として捉えているのかお聞かせください。

中小企業に寄り添う経営支援を

【原田】京都の商工行政を考えるうえで、私たちが考えるべき基本は「府民の暮らし、

命を産み育て、人生を豊かに高めていく。そういう日々の営みである」と蜷川知事が言われていましたが、府民全体を視野に入れながらのボトムアップを図る経済政策が求められるのではないのでしょうか。中小業者を府民の暮らしの土台と位置づけた蜷川府政。画期的となったのが1966年（昭和41年）4月に創設された全国初の無担保無保証人融資でした。その直前に吹き荒れた「昭和40年不況」により、全国各地で中小企業の倒産・自殺が相次ぎました。政府は倒産の危機に直面した山一証券、大和証券救済のため、日銀を使って、無担保・無利子・無期限で両社に335億円の融資を実行します。「山一なみの融資を中小業者に」と民商等が無担保無保証人融資を求め京都でも4000人規模の決起集会が開かれ、保守も含めた業者の大同団結と運動につながっていきました。

中小業者と国民の運動に押された政府は中小企業信用保険法を改正し、地方自治体による無担保無保証人融資制度への道を開き、京都の無担保無保証人融資制度はこの改正保険法を活用したものでした。制度融資は「行政あっせん方式」を採用し、府の職員が業者の工場などを訪問し、経営調査・診断を行ったうえ、金融機関などに書類を提出する仕組みです。しかも商工会議所や業界団体、民商などの職員も登録すれば、府の嘱託を受けた経営相談員として必要な書類に記入する資格が与えられました。より身近なところでの相談、経営指導、中小企業支援が進められてきました。

金融機関や保証協会から審査上の問題点や懸念事項については行政を通じ、何が課題で問題なのか等の中小業者が自立する上での支援が行われ、公的融資が単なる金融とは違う「経営指導金融」が行われました。そこで制度融資の在り方、信用保証協への在り方と評価について伺います。2005年6月中小企業審議会「信用保証制度の在り方に関する検討小委員会のまとめ」で①保証料の弾力化②協会と金融機関の適切な責任分担③担い手の多様化④自治体制度融資の見直しがまとめられました。

そして全国的には2005年に「制度が多く分かりにくい」と言われ、制度融資の整理・統合が行われ、2006年4月には保証料の弾力的見直し、2007年10月に責任共有制度をスタートしています。保証料の弾力的運用が事業再建・再生の中小業者や経営状況が必ずしも良くない中小企業への補償を難しくしました。全国に先駆けて山田知事は2004年4月に制度融資を経営指導金融の団体受付から金融機関窓口へと変更されています。事業者のより身近な相談相手となっていた団体受付が無くなり、融資制度も、中小企業経営に寄り添った指導融資から後退しました。

制度融資の団体受付の復活を

知事は、かみね議員の質問に対し、通常の中企業補助金を大きく見せるため、約5000件と台風被害対応も含めていい、融資実績は直近3年で22000件強と声高にいわれましたが、その前の3年の約28000件よりも21%も減少しています。2004年の制度融資を銀行受付にした以降、減少し続けています。この補助金も融資も中小企業全体の底上げへの貢献にはその波及効果が弱まっているのではないのでしょうか。知事は中小企業の経営維持の

うえで欠くことのできない資金調達的手段として制度融資をどのように評価しているのか。同時に中小企業の経営指導を京都府としてどのような支援が必要だと考えているのでしょうか。その上で今は商工会や商工会議所等の応援隊に丸投げし、行政機関に経営相談の窓口がなくなっている。過去に行政機関には中小企業の経営相談支援を行う職員がいたように、制度融資のより身近な相談窓口と相談体制の復活、さらに団体受付の復活することを求めますがいかがですか。また、実質金利の押し上げとなっている保証料の支援を求めますがいかがですか。お聞かせください。

また、信用保証協会に関わって行政が公的資金が投入されているということで信用保証協会は代弁債権を放棄せず、さらに別個人であっても親子関係等のつながりがあると、ほとんど協会保証が受けられません。協会での債権放棄規定等も明確にして、再出発や新規起業者も支援が行き届くようにすることが必要ではないでしょうか。いかがですか。

文化財修復事業への参加事業者拡大を

【原田】 中小企業者関係に関わって、新制度発足の暫定登録文化財は 1000 件を超えたと聞きます。これまで国宝や重要文化財など文化財の修復は、京都府の登録事業者ですが、暫定登録文化財の修復等について、これまでの登録業者のみならず、より多くの事業者が文化財の仕事に携わり、伝統技術の伝承、技術向上スキルアップに貢献するような行政的支援、対応が必要ではないでしょうか。暫定登録文化財の調査、認定、修復に向けてヘリテージマネージャーの積極的要請と活用が必要ではないでしょうか。いかがですか。

事業者の裾野の拡大、若手後継者の育成を図る上で、文化財の維持、修復に携わる建設業者や瓦業者、左官業者、建築板金業者等々様々な業者の一定水準の技術確保は必要だが、より広く門戸を開けることが必要です。関係同業組合等々関係団体での技術的判断と責任ある受注を構築することが、若手後継者育成と新規参入事業者への受注機会が求められるのではないのでしょうか。

文化財修復に関わって、マンパワーの集積となる修復事業の拡大によって仕事おこしに貢献し、同時に新たな技術者の養成をしようと考えているのでしょうか。新たな技術者の養成に貢献するためにも暫定登録文化財の修復工事等についてはどのような発注と体制で進めようと考えているのでしょうか。文化財等の修復に関わる既存の同業組合や古文化研究会等の協力を得て関係事業者が広く参画を保証することが必要と思うが、どのように推進しようとするのかお聞かせください。

【答弁・知事】 中小企業の経営支援についてでありますけれども、もちろん現場感覚を持って経済状況については課題に対応すべきなんですけれども、こうした全体状況については個人の感覚ではなくて分析や統計による専門家の長い年月をかけて、蓄積された評価に基づいて判断すべきだというふうに思います。その点はまさに専門機関である蓄積のある日銀京都支店は、直近の景気判断を「拡大している」としているところでもあります。こう

いったことは失業率が減少し、正社員の求人倍率も 1.21 倍と統計開始以来最高水準となるなど雇用情勢も改善しております。赤字企業の割合も減ってきておりまして、倒産数も 200 件台となっております。平成 18 年の 600 件から大幅に減少をしております各指標にも現れているところであります。ただ一方で京都府としても中小企業応援隊によるヒアリングや、中小企業団体中央会の毎月の組合調査等を基にきめ細かく状況を把握し、そして私自身も商工会や経営団体や地域の中小企業の皆さんとお話をする中で、人材不足の問題ですとか、地域のインフラ格差によって、仕事の難しさなどを直接聞いておりまして、こうした実感をもとにマダラ模様と申し上げたところであります。

こうした経済状況と地域で聞いた話との差を埋めていくのが施策ではないかなと感じている次第であります。例えば、北部の中小企業の皆さんは野田川大宮間の山陰近畿自動車道、本当に待ち焦がれておりました。原田さんたちは反対されましたけれども行く度にこの話ばかり聞かされるという、それによっていかに不公平な、また不便な目にあってきたのか、こうしたことをずいぶん聞かされたわけでありまして、同じ北部の建設業でも、丹後地域では改善傾向が見られるんだけども中丹地域は中々厳しい、ほぼ横ばいだといはなしですし、京都市内では電子部品関連産業等の製造業が改善いたしましたけれども、卸・小売業、サービス業は悪化をしています。こういうふうな形のことは私は今申し上げてきているところでありまして、それに対してそれぞれの対応をしてきているということをご理解いただきたいと思います。

次に制度融資についてでありますけれども、行政斡旋方式では金融機関の持つ信用リスクや評価情報、ノウハウが十分に活用できていない等の意見を受ける中ですね、平成 16 年 4 月から制度融資の申し込みについては府内の取扱金融機関での受付に見直したところがあります。これによりまして申込み窓口件数は 15 箇所から 385 箇所へと、約 25 倍に大きく増加し、利便性が飛躍的に向上しまして、見直し前の前後の 5 年分の融資実績と比較しますと件数では約 29000 件から 81000 件へと約 2.8 倍に増加し、融資金額も 3800 億円から約 1 兆 2100 億円へと 3.2 倍に増加している。正直いって融資がもう行き渡ったという形になってきているのが現状でありまして、そうした中で近年は少し減る傾向にあるんだというふうに思います。

そして信用保証協会が金融機関に対して行う代弁債の割合も大きく改善し、金融機関のノウハウも活用された適正な資金供給の実施と。本当に見直しの成果が現れているのは数字を見ればこれは明瞭・明確でございます。また金融機関の受付に見直したことによってこれまで膨大な事務処理に追われていた斡旋融資による事務から職員が解放されまして、効率的な人員配置に繋がり、経営支援に対して専門性の高い職員も産業振興に活かせるという効果も生じているところであります。中小企業の経営支援については経営改善、事業承継、販路開拓、資金繰りなど中小企業のニーズは様々あるため、そうした状況に応じたきめ細やかな総合的支援が必要です。そのために、中小企業応援隊を組織し、きめ細かな伴走支援を行っておりますけれども、京都産業 21 は府の別働隊でありますし、施策を適

正に執行していただいております。また商工会や商工会議所は経営支援の専門員・専門家として府としても運営経費やスキルアップ支援を行っている。これは限られた人員の中でですね、丸投げというのはおかしいと思います。皆が力を合わせていくことによってより多くの人たちが中小企業に目を向けていく。それによってしっかりとしたきめ細やかな体制がとれる、というのがはるかにいいということが私は府の状況では間違いなく言えるというふうに思っております。そしてこうした応援隊の取り組みを通じて、支援間のノウハウの蓄積や情報等の共有に繋がっていく。これをさらに、この状況を強力にしていくために京都経済センターに結びつけていきたいなというふうに思っているところであります。なお信用保証料については、信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う保険料の料率が高止まりしていることも影響しているため、繰り返し信用補完制度を所管する国に対し保険料率の低下を提案しているところであります。そうしたところをこれからもやってまいりたいと思っております。

【答弁・商工労働観光部長】信用保証協会における債権放棄についてでございますが、公的資金を投入する以上、公正、公平なルールは必要であり、全国共通の明確な基準に基づいて債権放棄を行うとともに、平成15年から設置をしております、中小企業再生支援協議会において積極的に再生を支援しているところであります。具体的には経営の安定に支障をきたしている企業に対しまして、公認会計士、弁護士、税理士等の専門家により再生計画の策定を支援をするとともに金融機関と京都信用保証協会が協力をして再建放棄や貸付条件等の変更を実施しているところであり、その結果、保証承諾実績は全国トップクラスで、その多くが中小企業再生資金を活用し、これまでに再生実績としては約800社、約23000人の従業員の雇用維持が確保され、大きな成果をあげていると考えているところであります。なお、保証承諾の可否につきましては親子関係等の繋がりによって一律に判断をされているものではなくて、借入金の実情など個別の実情に応じ合理的な基準に照らして判断をされております。また信用保証協会における新規起業者への支援につきましては、創業チャレンジ窓口を設置をし、商業計画の策定支援や金融機関との連携による資金需要への対応など再挑戦の方も含めて既に支援をされているところでございます。

【答弁・教育長】文化財保護等の技術の継承であります。ヘリテージマネージャーにつきましては各府県の建築士会が中心となってその育成に取り組まれており、地域の文化財の保存活動や災害時の対応等、その積極的な活動は文化財保護行政にとって有意義であると考えております。京都府ではこれに類する組織として特定非営利法人古材文化の会が40年近く活動をされていまして、今年度の建造物にかかる暫定登録文化財の登録にあたっては約500件の候補物件にかかる調査にご協力をいただいたところであります。今後も専門技術者の方々にご協力をいただき、文化財の指定等を進めるとともにこれら建造物の保存と活用においても協力体制を強化して取り組んでまいります。文化財修復にかかる事業に

つきましては、京都府の国宝および重要文化財建造物の保存・修理は毎年約 17 億と全国最高の事業費となっております。加えて今年度は暫定登録文化財制度を創設し 1000 件を超える文化財を登録いたしました。その修理事業に補助する制度も創設したところであり、府指定等文化財に対する今年度の修理事業費総額は昨年度比で 3 倍の約 4 億円と大幅に拡充し、事業を実施してきたところでございます。また技術者の要請につきましては、文化財保護技師が文化財の修理事業を始め、府指定等文化財の修理などを通じて日常的に丁寧な技術指導を行うとともに国の選定保存技術団体が実施する研修会等にも参画をして、積極的に助言指導を行い、技術向上を図っております。その結果、重要文化財建造物の修理工事に関する入札参加資格者名簿の登載企業数は名簿を作成した 8 年前の 66 社から 82 社へと増加をしているところでございます。府教育委員会では今後とも文化財建造物の修理を一層積極的に行う中で、関係機関、団体と連携し、府内企業の育成に取り組み、技術者の要請も図りながら、文化財保存技術・技能の継承に努めてまいります。

【原田・指摘要望】 景気の動向の認識について、倒産の件数は減っている、確かに倒産の件数はデータバンク等の民間調査機関でもそのように出ていますが、同時に自主廃業が増えているというのが今の状況です。ですから総合的に見れば企業の減少は止まっていない。見た手違いの政策になれば府民は苦しむばかりであり、実態を率直にみての府政の運営を求めておきたいと思っております。暫定登録文化財に関しては、是非この制度を足がかりにより広い事業者の参画、スキルアップ、その拡大に寄与するように求めておきたいと思っております。

【原田・再質問】 一点再質問をします。制度融資についてです。府民の拠り所となるべき行政が一人一人の事業者に向いているのか、直接声を聞いているのか、汗をかくことが求められている。経営指導融資の復活、そして気心の知れたところでの安心してできる相談、さらには会議所を始め各団体が求心力を高めるうえでも制度融資の団体受付の復活は必要だとも思うけれども、もう一度ご答弁をお願いしたいと思っております。

【答弁・知事】 制度融資についてはですね、しっかりと金融機関と連携してやっていかなければならないというふうに思っております。それによって幅広く、また大勢の皆さんが制度融資に関わることができて成果を上げてきたと思っております。そして職員の皆さんもそうした中でやはり総合的な中小企業対策をしっかりとやっていかなきゃいけない。そういう立場からこれからは我々としては中小企業を支えていくべきだと思っております。その点から申しますと成果を上げてきている金融機関での受付をの見直しは考えているということではございません。

【原田・指摘要望】 行政の効率化よりも、行政の効果をどうだすのか、ということが求められており、しっかりと行政が直接関わった支援をさらに強めることを求めて次の質問に

移ります。

農家への戸別所得補償を継続せよ

【原田】次に農業問題についてお伺いをしたいと思います。農業問題は30年問題と言われ、激変、大改悪が生じようとしています。農業の「競争力強化」プログラムにそって国会に8本の法案が可決され、戸別所得補償制度の廃止、農業競争力強化法、種子法の廃止、農業機械促進法廃止、収入保険制度や生乳生産者補給金制度等の改定が行われ、農業関連8法案の改悪で、民間のアグリビジネスがしやすい環境が作られてきました。農水省が17年8月に発表した食料自給率は38%で前年より1%低下しています。米の大凶作を記録した1993年に次ぎ史上2番目の低さです。日本の自給率は1965年の73%以降一貫して低下しています。国は輸出産業への転換や儲かる農業と言いますが、私たちの命の保障となる食料自給率向上への手立ては何も講じず、欧米やアジアの富裕層に安心して美味しい輸出用農産物を生産奨励し、私たち国民には海外で買い叩いた残留農薬や遺伝子組み換えなど不安になる食料を押し付けるのではなく、農業で食える農家、食糧自給率を守ることが必要ではないでしょうか。今回の改定によって、京都府の農業や私たちの暮らしにどのような影響を与えると考えているのかご所見を伺います。

戸別所得補償に関わって、久美浜の大規模農業者と弥栄町の集落営農法人の皆さん、峰山の新規就農者の方と意見交換を行って来ました。大規模農家の方からは、20町歩の人は所得補償で150万円の収入減になる。転作として酒米の「京の輝き」も1町歩あたり5万円が3万8千円に切り下げられ、反当り9俵以上取らないと採算が合わないが、収量を増やすと食味が変わると、農業指導所からは、肥料を抑える指導も言われていました。また丹後農業学舎を卒業し新規就農者のお話は、年150万円の支援では、農地確保からの就農者は農業機械等の投資資金が足りず、金融機関に融資も受けられず断念する人も生まれていると言われ就農に意欲があっても現実に厳しい状況です。集落営農をされている農業法人では、集落で出資を募り出資金は返金しないとの約束で運営しておられるが、社長の給料は月額3000円で。法人は、耕作放棄地を無くすため、中間管理機構の制度で、圃場整備を行って効率化を図り、受託の受け皿となるように努力しています。集落営農開始時に補助を受けて、設備は作業場、コンバイン乾燥機、色彩選別ほかで1000万円以上の投資となっているが、次の更新時に機械等の助成制度がなければ、更新は不可能になると言われています。現状でも戸別所得補償を繰り入れることで何とか赤字を免れているのが実態です。国が言うように儲かる農業、競争力のある農業と言うきれいごとでは、圧倒的な農業は守れないということは明らかです。

そこで伺います。集落営農や個人での頑張っている農業者の支援には戸別所得補償継続で営農を支えること求められます。農業を私たちの食糧や自然環境、生物の多様性、何よりも自然景観を守り私たちの暮らしを支える社会コストをどのように位置付けているのでしょうか、お答えください。京都の主要農作物「米」の生産を支えるうえで、戸別所得補

償を京都府が継続するとしたら、どれだけの予算が必要なのか。試算では7億弱の予算ようだが、農地が果たす役割からしても、京都府で戸別所得補償に準じた独自施策を行うことが必要ではないでしょうか。

さらに、収入保険を経営安定対策と言われるが、加入対象は青色申告の限られたわずかな農業者対象で補償基準はで5年平均基準では底なし沼となり、圧倒的農業者は荒波の大海に投げ出されることとなります。このような制度で京都の農業は守られると考えるのですかいかですか。抜本的な支援策を講じるべきではありませんか。

農業機械への支援で、機械設備は定価購入に対して助成だが、その額も値引き交渉をした方が経費を安く抑えられるとも言われるような内容で、中古機械は対象外で実質的には農業支援とはいえない状況も指摘されています。集落営農等で頑張っている農業法人や個人農業者へ農業機械更新への支援など戸別支援制度の拡充が求められると思いますが京都府の決意をお聞かせください。また新規就農者の独立当初の設備投資に対する融資制度の拡充や農業機械の購入助成制度の創設が必要ではないでしょうか、お答えください。

【答弁・農林水産部長】 農業者支援についてであります。昨年成立しました農政関連8法は主に比較的規模の大きな農業社を対象として経営の自由度を高めることにより産業としての競争力強化を実現しようとするものであります。本府では中山間地域が多く、規模拡大が難しいことから法の影響は限定的であります。小規模経営体にあってもメリットを上手いかす、農業者団体の取り組みにより肥料銘柄数の大幅な絞り込み、機能を縛った安価な農機具の共同発注が行われたことで資材価格が下がり一定のコスト低減効果が出ているところです。

また、京都府が特に力を入れてきた小規模でも付加価値の高い農業経営を含め農業が将来性の産業としての魅力や競争力を高めることは若者の新規就農にも繋がるもので将来に渡って食糧供給の担い手の確保に繋がり、府民生活にとっても意味があるものと考えております。しかしながら産業としての機能に加えて、自然環境保全、災害防止、ふるさとの景観や豊かな食文化を育むなど多面的機能を有していることから本府では中山間地域の小規模な農業者や農村集落を支えていくことも農政の重要課題であります。このため里の仕事人の配置や集落営農組織の強化、支援等に取り組んできましたが、耕作放棄地の増加や高齢化を始め農村地域を取り巻く環境がいつそう厳しくなりつつあることをふまえ、農村地域の力を結集するためのマネジメント能力の向上や経済力強化のため、農業観光等、地域の魅力を活かす取り組みが進みますよう農村型小規模多機能一時推進事業費、農村型CMOの育成でありますけれども、この予算をお願いしております。

また、米生産につきましては国の米政策の見直しをふまえ、需要の旺盛な酒米や加工用米、京野菜への転換等、京都の強みが活かせる特産物を地域が主体的にさらに生産拡大ができるよう、産地交付金等の充実を国に対して何度も強く要望しております。さらに府としても独自に、共同機械導入等による生産コストの削減や新たな販売開拓など、ソフト・

ハード両面から農家の所得確保を支援する予算として京の米農家維持対策事業費をお願いしておりまして、各農家の実情に合わせた柔軟な支援策が求められている中で財源を効果的に活かすために一律の所得補償ではなく、産業施策と地域施策を組み合わせる農業農村を守ってまいりたいと考えております。法制関連8法の中で創設されました収入保険制度につきましては形態ごとに農業経営全体の収入減少を補填するものであり、既存の農業共済や収入減少影響緩和対策、府独自の値下げ等経営安定対策等と併せまして、農業者が選択できるセーフティ・ネットの幅を広げたものであります。京都府といたしまして、全ての農家が自らの経営方針に応じて必要な制度を適切に選択することが重要と考えておりまして、農業改良普及センター等を通じて青色申告の普及も含め各制度の加入要件、メリット等について現場への丁寧な説明と周知に努めております。

地域農業を守る集落営農組織や農業者グループにおける機械等の導入につきましては、これまでから支援をしておりまして、新たに地域農業の後継者が営農を開始するために必要な機械、施設の整備に対しても支援をすることとして、今議会でも関係予算をお願いしております。

また、新規就農者についてもこれまでから独立初期の負担を軽減するため、農業機械のリースや機械設備の導入にかかる補助制度、無利子無担保の青年等就農資金を始めとする融資制度の活用によりまして、安定した農業経営を開始できるよう支援をしております。こうした支援に加えまして、リースや経営相談でしっかりと個々の営農を支えるため、関係機関が連携して農業者を伴走支援する京の農業応援隊活動によりまして、経営規模の大きさに関わらず多様な担い手を支援してまいります。

【原田・指摘要望】今、農業資材については安い価格での提供などと言われておりました。結局、農協を解体し、大企業の儲けの場を作る、提供するというだけということがこの間多くの方々から指摘をされている内容です。また集落営農を今のままでは先行きがない、交付金がなければ継続困難、後継者もできない事態になっている。こういった声がたくさん寄せられています。今こそ農業を守る、そのための施策をどう講じるのか、戸別所得補償制度の復活、そのものが農業支援に繋がるということを申し上げて質問を終わらせていただきます。